

平成 29 年 3 月 8 日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 佐藤 恵治

衛生統計第二係

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 7512)

(直通番号) 03 (3595) 2919

平成 27 年度地域保健・健康増進事業報告の概況

目 次

I	地域保健・健康増進事業報告の概要	1 頁
II	結果の概要	2
	地域保健編	
1	母子保健	2
2	健康増進	4
3	歯科保健	5
4	精神保健福祉	5
5	衛生教育	6
6	エイズ	6
7	予防接種	7
8	職員の配置状況	8
	健康増進編	
1	健康手帳の交付	10
2	健康診査	10
3	歯周疾患検診・骨粗鬆症検診	11
4	健康教育	12
5	健康相談	12
6	機能訓練	13
7	訪問指導	13
8	がん検診	14
9	肝炎ウイルス検診	16
III	統計表	17
IV	用語の解説	23

平成 27 年度地域保健・健康増進事業報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>)

Ⅱ 結果の概要

地域保健編

1 母子保健

(1) 妊娠届出の状況

平成 27 年度に市区町村に妊娠の届出をした者は 1,053,444 人で、妊娠週（月）数別にみると、「満 11 週以内（第 3 月以内）」に届出をした者が 971,189 人（構成割合 92.2 %）と最も多くなっている（表 1）。

表 1 妊娠週（月）数別妊娠届出者数の年次推移

(単位:人)

		平成23年度 (2011)	構成割合 (%)	24年度 ('12)	構成割合 (%)	25年度 ('13)	構成割合 (%)	26年度 ('14)	構成割合 (%)	27年度 ('15)	構成割合 (%)
総 数		1 105 863	100.0	1 080 193	100.0	1 073 964	100.0	1 076 109	100.0	1 053 444	100.0
妊 娠 週 （ 月 ） 数	満11週以内 (第3月以内)	994 837	90.0	981 309	90.8	981 934	91.4	989 201	91.9	971 189	92.2
	満12～19週 (第4～5月)	88 024	8.0	78 388	7.3	70 853	6.6	67 022	6.2	62 790	6.0
	満20～27週 (第6～7月)	10 203	0.9	9 405	0.9	8 794	0.8	8 263	0.8	8 124	0.8
	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	5 166	0.5	4 913	0.5	4 420	0.4	4 413	0.4	4 169	0.4
	分娩後	2 398	0.2	2 180	0.2	2 189	0.2	2 477	0.2	2 614	0.2
	不 詳	5 235	0.5	3 998	0.4	5 774	0.5	4 733	0.4	4 558	0.4

(2) 妊産婦の健康診査の実施状況

平成 27 年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」1,297,668 人、「産婦」84,084 人となっている（表 2）。

表 2 妊産婦の健康診査の年次推移

(単位:人)

		平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 270 947	1 226 271	1 231 211	1 279 468	1 297 668
	精密健康診査受診実人員	9 296	9 508	10 598	11 765	11 994
産 婦	一般健康診査受診実人員	65 129	65 551	66 986	62 220	84 084
	精密健康診査受診実人員	4	14	3	12	18

(3) 乳幼児の健康診査の実施状況

市区町村が実施した乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5か月児」が1,019,963人と最も多く、受診率は95.6%となっている(表3)。

市区町村が実施した平成27年度の幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1歳6か月児」1,008,449人、「3歳児」1,017,584人となっている。受診率は、「1歳6か月児」95.7%、「3歳児」94.3%となっている。(表4)

表3 乳児の健康診査の実施状況

平成27(2015)年度

(単位:人)

		1～2か月児	3～5か月児	6～8か月児	9～12か月児
乳 児	一般健康診査受診実人員	257 595	1 019 963	385 209	745 981
	受診率 (%) ¹⁾	85.1	95.6	83.7	84.2

注: 1) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

			平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
幼 児	1歳 6か月児	一般健康診査受診実人員	1 042 991	1 023 370	1 001 397	1 004 202	1 008 449
		受診率 (%) ²⁾	94.4	94.8	94.9	95.5	95.7
		精密健康診査受診実人員	13 772	13 811	13 537	14 395	15 058
	3歳児	一般健康診査受診実人員	1 029 580	1 012 567	1 009 368	1 009 176	1 017 584
		受診率 (%) ²⁾	91.9	92.8	92.9	94.1	94.3
		精密健康診査受診実人員	52 732	54 213	54 069	53 988	57 191
	4～6歳児 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	41 034	42 050	43 510	46 423	50 483
		受診率 (%) ²⁾	75.3	77.6	77.9	79.7	81.3
		精密健康診査受診実人員	1 920	2 191	2 414	2 748	3 034
	その他 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	84 696	79 612	79 401	61 475	60 701
精密健康診査受診実人員		861	876	850	1 009	846	

注: 1) 「4～6歳児」及び「その他」については法定外の健康診査である。

2) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

(4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

平成27年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」736,388人、「産婦」259,315人、「乳児」749,141人、「幼児」899,795人となっている(表5)。

表5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
妊 婦	668 213	696 729	703 418	719 011	736 388
産 婦	234 167	249 473	248 788	253 519	259 315
乳 児	755 641	760 875	757 205	738 011	749 141
幼 児	869 961	895 128	884 771	871 288	899 795

平成 27 年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」738,063 人が最も多く、次いで「乳児」586,257 人となっている（表 6）。

表 6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
妊 婦	21 375	24 171	24 812	25 139	27 242
産 婦	668 410	678 174	715 720	706 359	738 063
新 生 児 ¹⁾	254 182	239 567	253 690	243 954	257 914
未 熟 児	59 056	59 953	56 679	54 277	53 279
乳 児 ²⁾	534 678	539 693	565 624	562 942	586 257
幼 児	171 670	165 967	166 729	166 541	163 719

注：1) 「新生児」は未熟児を除く。

2) 「乳児」は新生児・未熟児を除く。

2 健康増進

平成 27 年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は 7,753,554 人で、そのうち「栄養指導」が 5,198,522 人と最も多く、次いで「運動指導」が 1,553,442 人となっている（表 7）。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が 3,159,421 人と最も多く、「運動指導」では「20 歳以上」が 1,480,819 人と最も多くなっている（表 8）。

表 7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
総 数	7 597 014	7 676 206	7 540 424	7 712 516	7 753 554
栄養指導	5 103 394	5 116 622	5 064 254	5 109 901	5 198 522
運動指導	1 537 367	1 564 374	1 500 751	1 607 467	1 553 442
休養指導	108 507	96 969	103 234	111 969	111 976
禁煙指導	337 924	352 743	348 558	350 955	360 784
その他	509 822	545 498	523 627	532 224	528 830

表 8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

平成 27(2015)年度

	被指導延人員				
	総 数				
		妊産婦	乳幼児	20歳未満 ¹⁾	20歳以上 ²⁾
総 数	7 753 554	591 055	3 247 986	414 444	3 500 069
栄養指導	5 198 522	296 592	3 159 421	258 124	1 484 385
運動指導	1 553 442	43 147	•	29 476	1 480 819
休養指導	111 976	55 359	•	10 344	46 273
禁煙指導	360 784	133 923	•	92 434	134 427
その他	528 830	62 034	88 565	24 066	354 165

注：1) 「20 歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2) 「20 歳以上」は妊産婦を除く。

3 歯科保健

平成 27 年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診・保健指導」4,881,818 人、「予防処置」2,599,841 人、「治療」14,219 人となっている（表 9）。

表 9 歯科健診・保健指導等の年次推移

(単位:人)

	被指導等延人員				
	平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
歯科健診・保健指導	4 738 243	4 761 641	4 709 156	4 856 845	4 881 818
予 防 処 置	1 832 870	2 019 142	2 324 918	2 485 340	2 599 841
治 療	14 709	14 497	16 623	16 779	14 219

注：訪問によるものを除く。

4 精神保健福祉

平成 27 年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」874,035 人、「デイ・ケア」102,094 人、「訪問指導」356,144 人、「電話相談」1,487,976 人、「メール相談」16,210 人となっている（表 10）。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が240,219 人と最も多くなっている（表 11）。

表 10 精神保健福祉の相談等の年次推移

(単位:人)

	相談等延人員				
	平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
相 談 ¹⁾	796 546	858 101	863 198	924 406	874 035
デ イ ・ ケ ア	147 502	142 028	125 873	115 278	102 094
訪 問 指 導	342 293	362 171	361 616	357 757	356 144
電 話 相 談	1 234 050	1 333 984	1 377 264	1 437 652	1 487 976
メ ー ル 相 談	11 617	15 024	17 654	14 772	16 210

注：1)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

表 11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

(単位:人)

		延人員				
		平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
相 談 ¹⁾		796 546	858 101	863 198	924 406	874 035
内 容	老人精神保健	35 014	38 139	41 162	41 169	40 096
	社会復帰	252 714	274 336	257 898	254 714	240 219
	アルコール	30 936	32 913	32 008	33 841	32 321
	薬 物	5 637	5 942	6 534	7 357	5 728
	ギャンブル	1 420	2 095	2 497
	思 春 期	16 047	17 703	17 804	21 552	19 013
	心の健康づくり	110 534	123 368	134 185	159 440	130 951
	摂食障害	3 860	2 964
	てんかん	3 546
	そ の 他	345 664	365 700	372 187	400 378	396 700
(再掲)	ひきこもり	26 886	27 649	29 378	33 472	35 321
	自殺関連	11 043	13 765	15 129	17 842	18 069
	遺 族	1 006	1 147	1 284	1 420	1 461
	犯罪被害	589	1 216	674	762	631
	災 害	1 086	1 844	2 534

注：1)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

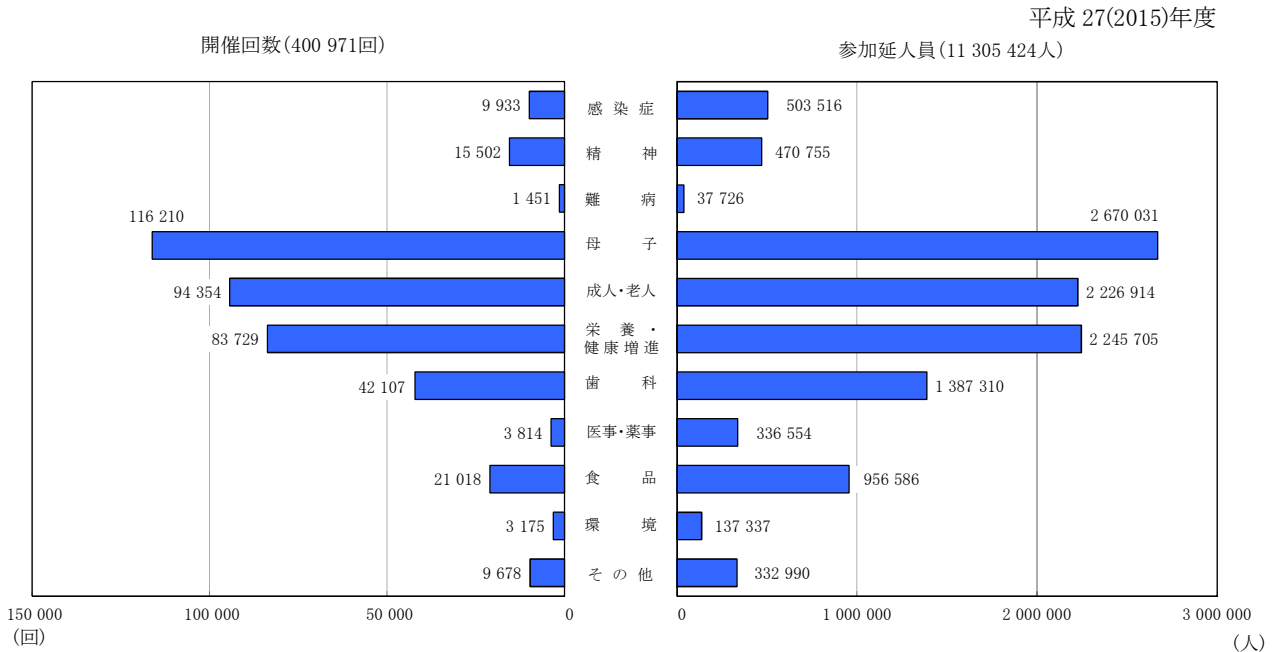
2)「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

5 衛生教育

保健所及び市区町村が実施した衛生教育の開催回数は 400,971 回、参加延人員は 11,305,424 人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「母子」「成人・老人」「栄養・健康増進」が多くなっている。(図1)

図1 衛生教育の実施状況



6 エイズ

平成 27 年度の保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」41,888 件、「来所相談」64,014 件となっている。

保健所が実施したH I V抗体スクリーニング検査のための採血件数は 99,696 件、スクリーニング検査後の確認検査においてH I V抗体反応が陽性であったものは 302 件となっている。(表 12)

表 12 エイズに関する相談・検査及び衛生教育の年次推移

(単位:件)

		平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
相談件数	電話相談	50 786	47 645	47 429	44 003	41 888
	来所相談	85 925	77 133	77 896	73 377	64 014
HIV抗体検査のための採血件数	スクリーニング検査	107 069	101 421	112 755	111 774	99 696
	確認検査 ¹⁾	680	633	895	553	538
	陽性件数	279	269	291	298	302
	陽性であった割合(%) ²⁾	0.26	0.27	0.26	0.27	0.30
衛生教育開催回数(回)		2 106	1 910	2 078	1 923	1 757

注: 1) 「確認検査」とは、スクリーニング検査でH I V抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2) 陽性であった割合 = (確認検査の陽性件数 / スクリーニング検査件数) × 100

7 予防接種

平成 27 年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザ」が 17,239,503 人となっている（表 13）。

表 13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

(単位:人)

			平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 混合ワクチン使用 (DPT)	第1期	初回接種	第1回	1 102 528	724 697	37 632	4 274	517
			第2回	1 091 512	818 257	61 426	7 466	704
			第3回	1 084 417	909 253	98 296	13 440	1 256
		追加接種		1 081 751	1 160 287	949 855	223 219	8 795
沈降ジフテリア破傷風 混合トキソイド使用 (DT)	第1期	初回接種	第1回	477	273	47	25	31
			第2回	397	299	64	40	28
		追加接種		391	402	81	180	140
		第2期		940 878	889 382	801 335	835 189	794 328
急性灰白髄炎 ¹⁾ (単抗原IPV)	初回接種	第1回	856 285	329 042	120 736	23 830	6 546	
		第2回	883 344	436 172	253 806	58 598	19 826	
		第3回	346 019	77 086	29 627	
		追加接種		719 147	474 501	103 418
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 不活化ポリオ混合ワクチン ²⁾ (DPT-IPV)	初回接種	第1回	1 039 952	1 016 862	1 011 542	
		第2回	1 028 810	1 016 018	1 014 067	
		第3回	1 001 889	1 016 195	1 019 899	
		追加接種		122 582	887 490	989 131
日本脳炎	第1期	初回接種	第1回	1 819 494	1 513 962	1 218 153	1 176 000	1 058 934
			第2回	1 812 909	1 465 116	1 197 305	1 136 779	1 041 164
		追加接種		1 578 960	1 630 477	1 368 587	1 204 320	1 026 416
		第2期		569 190	511 727	508 364	593 463	642 397
ヒブワクチン	第1回		.	.	1 185 464	1 044 911	1 017 920	
	第2回		.	.	1 068 326	1 007 976	1 008 902	
	第3回		.	.	1 096 108	1 048 523	1 021 053	
	第4回		.	.	1 117 300	1 005 727	973 293	
小児用肺炎球菌ワクチン	第1回		.	.	1 204 325	1 052 880	1 020 898	
	第2回		.	.	1 090 029	1 018 263	1 012 724	
	第3回		.	.	1 077 653	1 045 979	1 023 026	
	第4回		.	.	944 341	973 348	979 333	
子宮頸がん予防ワクチン	第1回		.	.	98 656	3 895	2 711	
	第2回		.	.	66 568	4 172	2 669	
	第3回		.	.	87 233	6 238	2 805	
水痘ワクチン ³⁾	第1回		.	.	.	1 553 027	1 040 930	
	第2回		.	.	.	481 990	1 060 742	
麻しん・風しん ⁴⁾	第1期		1 022 124	1 039 664	998 388	1 007 529	981 521	
	第2期		997 289	1 023 299	1 022 334	1 017 508	997 545	
BCG ⁵⁾	総 数		986 844	969 941	877 419	996 844	1 003 475	
	5月未満		.	.	134 151	92 053	78 276	
	5月以上1歳未満		.	.	687 903	873 640	903 422	
インフルエンザ ⁷⁾	総 数		15 480 531	15 617 236	16 205 813	16 730 347	17 239 503	
	60歳以上65歳未満		45 848	46 714	48 281	34 243	31 341	
	65歳以上		15 394 138	15 463 361	15 754 405	16 696 104	17 096 694	
成人用肺炎球菌 ワクチン ⁶⁾	総 数		.	.	.	2 871 593	2 446 852	
	60歳以上65歳未満		.	.	.	11 260	3 634	
	65歳相当		.	.	.	903 804	749 073	
	70歳相当		.	.	.	624 406	441 240	
	75歳相当		.	.	.	492 306	492 203	
	80歳相当		.	.	.	357 483	330 513	
	85歳相当		.	.	.	216 844	192 150	
	90歳相当		.	.	.	105 300	94 627	
	95歳相当		.	.	.	31 949	29 487	
	100歳相当		.	.	.	6 157	5 178	
101歳以上		.	.	.	8 298	.		

注： 1) 「急性灰白髄炎（単抗原 I P V）」は、平成 24 年 9 月 1 日より定期接種に使用するワクチンが生ワクチン（O P V）から不活化ワクチン（I P V）に変わり、接種回数に変更された。

2) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第 1 期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する。当ワクチンは、平成 24 年 11 月 1 日より定期接種での使用が開始された。

3) 水痘ワクチンは生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者を対象として平成 26 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに限り、特例措置として生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者も定期接種の対象となった。水痘ワクチンの特例措置の対象者の接種回数は 1 回である。

4) 「麻しん・風しん」は、「麻しん・風しん（混合）」、「麻しん（単抗原）」、「風しん（単抗原）」を合わせたものである。

5) 「BCG」は、平成 24 年度までは生後 6 月に至るまでの間に行われ、特別の事情等によりやむを得ない場合は 1 歳に至るまでの間に行われていたが、平成 25 年度より定期接種の対象者が「原則 6 月未満」から「生後 1 歳に至るまでの間にある者」に拡大した。

6) 「成人用肺炎球菌ワクチン」は平成 26 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。60 歳以上 65 歳未満の対象者は、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある者である。「101 歳以上」の者への定期接種は、平成 26 年度限りの特例措置である。

7) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。

8 職員の配置状況

(1) 常勤職員の配置状況

平成27年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」25,377人が最も多く、次いで「管理栄養士」3,183人、「薬剤師」3,016人、「獣医師」2,508人となっている。

それぞれの分野の相談員、監視員等（＜再掲＞）をみると、「医療監視員」8,741人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,567人、「環境衛生監視員」4,850人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

(単位:人)

各年度末現在

	平成25年度 (2013)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	各年度末現在		
				都道府県が 設置する 保健所	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
合 計	54 614	54 168	54 504	13 738	19 667	21 099
医 師	981	925	894	415	410	69
歯科医師	154	149	154	44	65	45
獣医師	2 534	2 473	2 508	1 391	1 117	-
薬剤師	3 002	3 021	3 016	1 697	1 310	9
理学療法士	180	169	161	22	60	79
作業療法士	127	119	105	25	36	44
歯科衛生士	714	695	722	105	316	301
診療放射線技師	552	539	514	282	218	14
診療エックス線技師	22	18	19	7	9	3
臨床検査技師	770	761	748	502	241	5
衛生検査技師	76	66	70	20	49	1
管理栄養士	3 066	3 107	3 183	646	715	1 822
栄養士	619	782	542	43	93	406
保健師	25 087	25 043	25 377	3 613	6 829	14 935
助産師	124	126	133	14	42	77
看護師	847	789	848	41	180	627
准看護師	148	136	122	2	12	108
その他	15 611	15 250	15 388	4 869	7 965	2 554
＜ 再 掲 ＞ ²⁾						
精神保健福祉士	1 046	1 013	1 006	463	346	197
精神保健福祉相談員	1 371	1 253	1 322	787	521	14
栄養指導員	1 093	1 130	1 122	621	501	-
食品衛生監視員	5 381	5 518	5 567	2 937	2 629	1
環境衛生監視員	4 591	4 760	4 850	2 801	2 049	-
医療監視員	8 305	8 577	8 741	6 241	2 500	-

注：1) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2) 「精神保健福祉士」～「医療監視員」は、「医師」～「その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

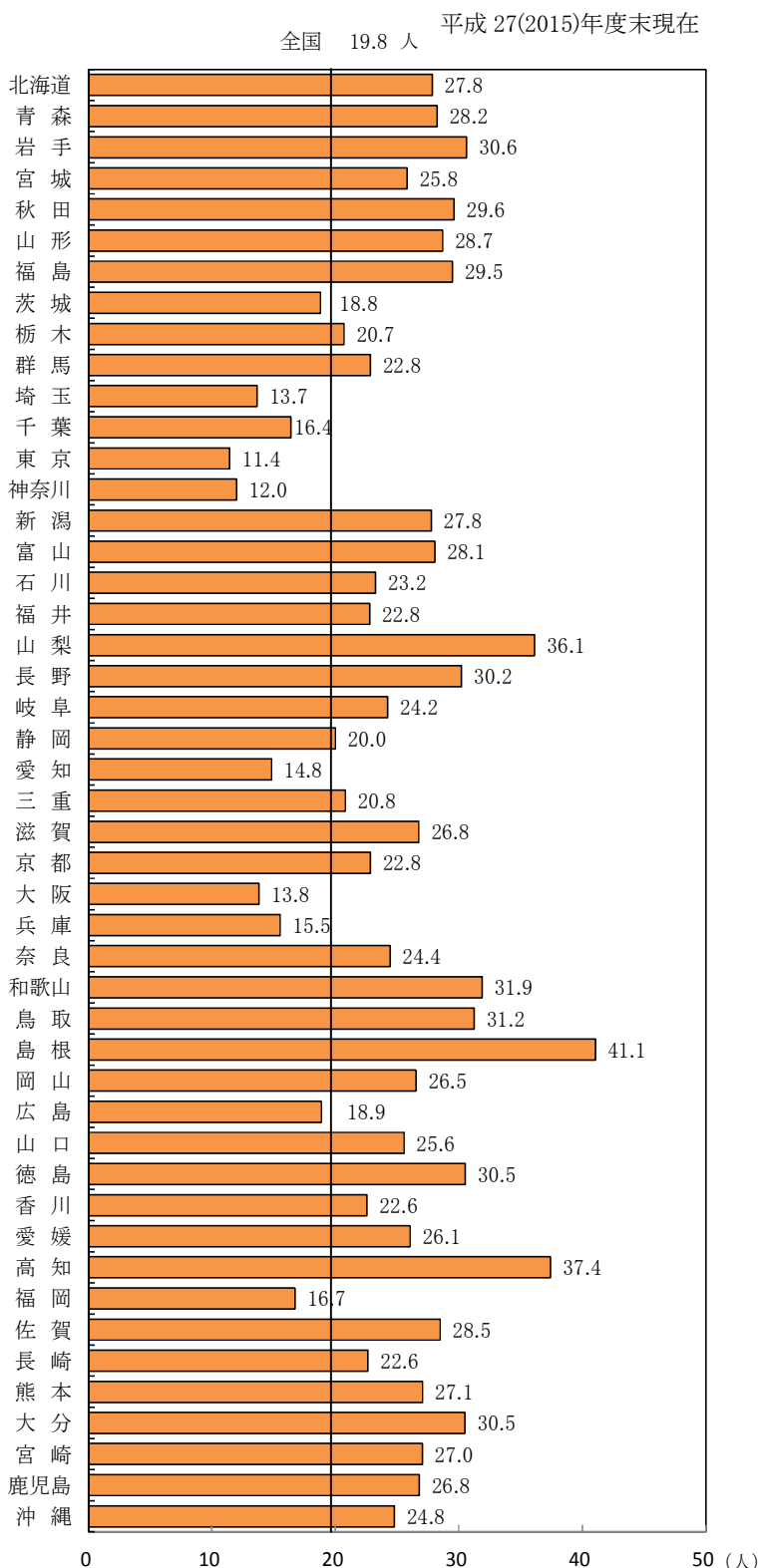
平成27年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万人あたりで見ると、全国では19.8人で、都道府県別にみると、島根県が41.1人と最も多く、次いで高知県37.4人、山梨県36.1人となっている(表15、図2)。

表15 都道府県別にみた常勤保健師数

図2 都道府県別にみた常勤保健師数
(人口10万対)

(単位:人) 平成27(2015)年度末現在

	常勤保健師数	常勤保健師数 ¹⁾ (人口10万対)		
		総数	政令市・ ²⁾ 特別区	政令市・特別区以外
全 国	25 377	19.8	12.0	26.0
北 海 道	1 504	27.8	11.1	44.4
青 森	378	28.2	11.3	33.0
岩 手	395	30.6	13.6	35.7
宮 城	600	25.8	13.0	36.5
秋 田	309	29.6	11.7	37.5
山 形	324	28.7	・	28.7
福 島	576	29.5	13.7	37.5
茨 城	558	18.8	・	18.8
栃 木	414	20.7	12.6	23.6
群 馬	458	22.8	17.6	25.7
埼 玉	1 000	13.7	10.9	14.6
千 葉	1 027	16.4	11.5	18.7
東 京	1 535	11.4	10.9	13.2
神 奈 川	1 096	12.0	10.2	17.2
新 潟	644	27.8	16.4	33.8
富 山	303	28.1	25.5	29.7
石 川	269	23.2	12.1	30.5
福 井	182	22.8	・	22.8
山 梨	307	36.1	・	36.1
長 野	646	30.2	4.4	35.9
岐 阜	503	24.2	16.4	26.2
静 岡	754	20.0	15.1	23.3
愛 知	1 114	14.8	11.4	17.7
三 重	385	20.8	9.6	23.1
滋 賀	380	26.8	16.1	30.2
京 都	588	22.8	15.6	31.8
大 阪	1 224	13.8	11.5	17.1
兵 庫	873	15.5	10.9	20.9
奈 良	339	24.4	10.8	29.2
和 歌 山	317	31.9	12.8	43.5
鳥 取	181	31.2	・	31.2
島 根	288	41.1	・	41.1
岡 山	513	26.5	17.3	41.4
広 島	540	18.9	13.1	30.2
山 口	363	25.6	19.1	27.1
徳 島	235	30.5	・	30.5
香 川	226	22.6	14.0	29.0
愛 媛	369	26.1	10.1	35.3
高 知	277	37.4	11.9	58.7
福 岡	857	16.7	12.6	22.1
佐 賀	240	28.5	・	28.5
長 崎	318	22.6	10.8	34.2
熊 本	490	27.1	14.3	35.8
大 分	361	30.5	14.2	41.6
宮 崎	305	27.0	13.1	34.9
鹿 児 島	450	26.8	12.0	35.2
沖 縄	362	24.8	13.3	28.1



注:1)「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成28年1月1日現在)」により算出した。

2)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

注:「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成28年1月1日現在)」により算出した。

健康増進編

1 健康手帳の交付

市区町村における健康手帳交付数は942,877人で、男360,858人、女539,834人となっている(表1)。

表1 健康手帳の交付状況

(単位:人) 平成27(2015)年度

	総数	40~74歳	75歳以上
総数	942 877	774 380	142 253
男	360 858	301 283	57 162
女	539 834	457 080	79 507

注: 年齢階級別及び性別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別及び性別の計が一致しない。

2 健康診査

市区町村が実施した健康診査の受診者数は116,141人で、男54,342人、女61,799人となっている(表2)。

検査結果の状況を見ると、「糖尿病個別健康教育対象者(ア)」37,046人、「高血圧症個別健康教育対象者(イ)」33,203人などとなっている(表3)。

表2 性・年齢階級別にみた健康診査における受診者の状況

(単位:人) 平成27(2015)年度

	受診者数	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75歳以上
総数	116 141	13 592	16 706	12 294	19 019	18 476	36 054
男	54 342	5 967	9 221	7 189	10 359	8 589	13 017
女	61 799	7 625	7 485	5 105	8 660	9 887	23 037

注: 1 老人保健法に基づき市区町村が実施していた基本健康診査は、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査と、健康増進法に基づき市区町村が実施する健康診査に分かれた。本報告では市区町村が実施した健康診査について計上している。
2 健康診査の受診者数は、「健康診査」、「訪問健康診査」及び「介護家族訪問健康診査」の受診者数の合計である。

表3 性別にみた健康診査における検査結果の状況

(単位:人) 平成27(2015)年度

	受診者数	検査結果								
		血圧		脂質異常		糖尿病		貧血 (疑いを含む。)	肝疾患 (疑いを含む。)	腎機能障害 (疑いを含む。)
		高血圧症 個別健康教育 対象者(ア)	高血圧症 個別健康教育 対象者(イ)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(ア)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(イ)	糖尿病 個別健康教育 対象者(ア)	糖尿病 個別健康教育 対象者(イ)			
総数	116 141	12 580	33 203	23 654	31 564	37 046	13 203	15 348	18 099	16 474
受診者数に 占める割合(%)	100.0	10.8	28.6	20.4	27.2	31.9	11.4	13.2	15.6	14.2
男	54 342	5 822	16 566	11 611	14 223	16 810	7 295	7 198	10 741	7 690
受診者数に 占める割合(%)	100.0	10.7	30.5	21.4	26.2	30.9	13.4	13.2	19.8	14.2
女	61 799	6 758	16 637	12 043	17 341	20 236	5 908	8 150	7 358	8 784
受診者数に 占める割合(%)	100.0	10.9	26.9	19.5	28.1	32.7	9.6	13.2	11.9	14.2

注: 「個別健康教育対象者(ア)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者で、平成27年度中に教育を開始した者をいい、「個別健康教育対象者(イ)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者で平成27年度中に教育を開始した者をいう。

3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診

市区町村が実施した歯周疾患検診の受診者数は 286,264 人、骨粗鬆症検診の受診者数は 304,535 人となっている。

受診者数に占める各指導区分の割合をみると、「要精検者」は歯周疾患検診では 80.7 %、骨粗鬆症検診 14.6 %となっている。(表 4)

市区町村における平成 27 年度の検診実施率は、歯周疾患検診 61.3 %、骨粗鬆症検診 61.9 %となっている(表 5)。

表 4 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施状況

(単位:人)

平成 27(2015)年度

		受診者数 ¹⁾	指導区分					
			要精検者	受診者数に占める割合(%)	要指導者	受診者数に占める割合(%)	異常認めず	受診者数に占める割合(%)
歯周疾患検診	総数	286 264	231 091	80.7	26 903	9.4	26 728	9.3
	40 歳	82 883	65 573	79.1	8 518	10.3	8 304	10.0
	50 歳	66 841	54 207	81.1	6 218	9.3	6 008	9.0
	60 歳	67 722	55 230	81.6	6 115	9.0	6 045	8.9
	70 歳	68 818	56 081	81.5	6 052	8.8	6 371	9.3
骨粗鬆症検診 ²⁾	総数	304 535	44 597	14.6	83 212	27.3	176 664	58.0
	40 歳	36 791	724	2.0	3 971	10.8	32 088	87.2
	45 歳	25 958	612	2.4	2 909	11.2	22 432	86.4
	50 歳	37 232	1 053	2.8	4 912	13.2	31 262	84.0
	55 歳	34 157	2 752	8.1	8 579	25.1	22 819	66.8
	60 歳	49 528	7 948	16.0	17 182	34.7	24 387	49.2
	65 歳	70 605	16 348	23.2	26 843	38.0	27 392	38.8
	70 歳	50 264	15 160	30.2	18 816	37.4	16 284	32.4

注: 1) 指導区分の計数が不詳の市区町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない。

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

表 5 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移

	歯周疾患検診					骨粗鬆症検診 ²⁾				
	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	(2011)	('12)	('13)	('14)	('15)	(2011)	('12)	('13)	('14)	('15)
実施市区町村数	959	981	1 018	1 049	1 064	1 062	1 063	1 068	1 084	1 076
検診実施率(%) ¹⁾	55.2	56.4	58.6	60.4	61.3	61.1	61.2	61.4	62.4	61.9
全国市区町村数	1 738	1 738	1 738	1 737	1 737	1 738	1 738	1 738	1 737	1 737

注: 1) 検診実施率 = (実施市区町村数 / 全国市区町村数) × 100

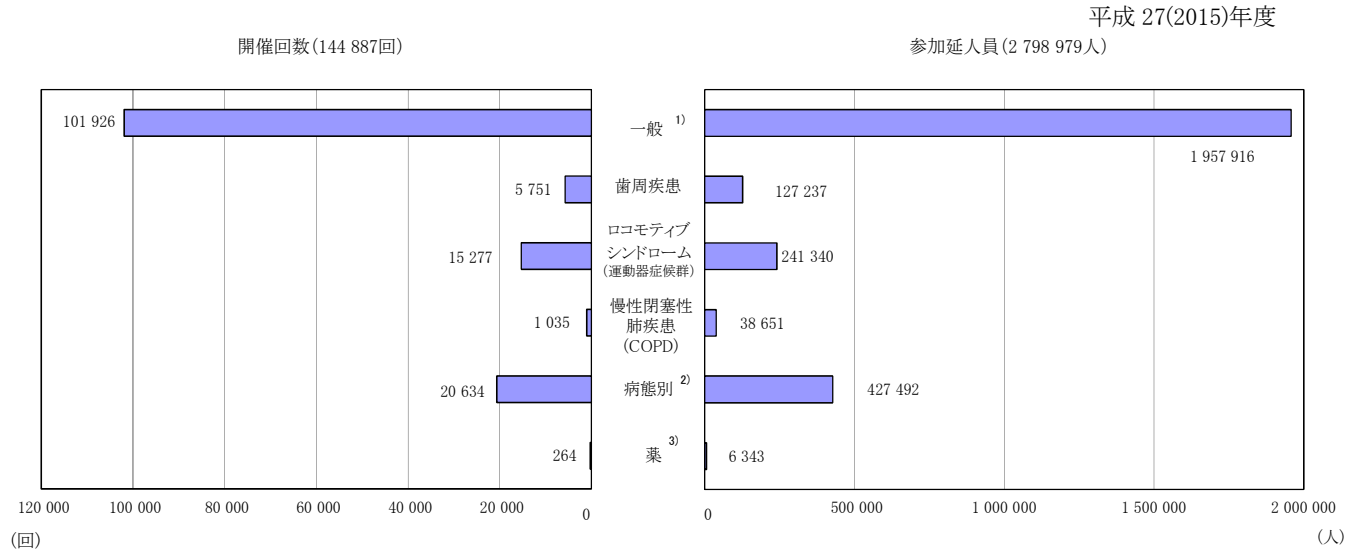
2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

4 健康教育

市区町村が実施した集団健康教育の開催回数は144,887回、参加延人員は2,798,979人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「一般」が最も多くなっている。(図1)

図1 集団健康教育の実施状況



- 注：1) 「一般」とは、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方等健康に必要な事項の教育をいう。
 2) 「病態別」とは、肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成についての教育をいう。
 3) 「薬」とは、薬の保管、適正な服用方法等に関する留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する知識の教育をいう。

5 健康相談

平成 27 年度に市区町村が実施した健康相談の被指導延人員は 1,336,561 人であり、そのうち重点健康相談は 506,695 人となっている。

重点健康相談を内容別にみると、「病態別」が 171,456 人と最も多くなっている。(表6)

表6 健康相談の年次推移

(単位:人)

		被指導延人員				
		平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
総	数	1 540 898	1 443 985	1 431 696	1 390 990	1 336 561
重点 健康 相談	総	548 046	532 783	506 553	504 815	506 695
	高	100 251	84 289	83 169	80 841	75 192
	脂	24 386	24 756	25 832	24 897	25 287
	糖	34 451	36 412	33 300	28 549	29 437
	歯	81 681	85 505	82 011	80 584	83 311
	骨	108 438	104 947	99 324	100 515	102 284
	女	24 515	19 999	16 803	18 394	19 728
	病	174 324	176 875	166 114	171 035	171 456
総	合	992 852	911 202	925 143	886 175	829 866

注：1) 「病態別」とは、重点健康相談の「高血圧」から「女性の健康」を除く、肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等をいう。

6 機能訓練

平成 27 年度に市区町村が実施した機能訓練の実施状況は、実施施設数 258 か所、被指導延人員 37,148 人となっている（表 7）。

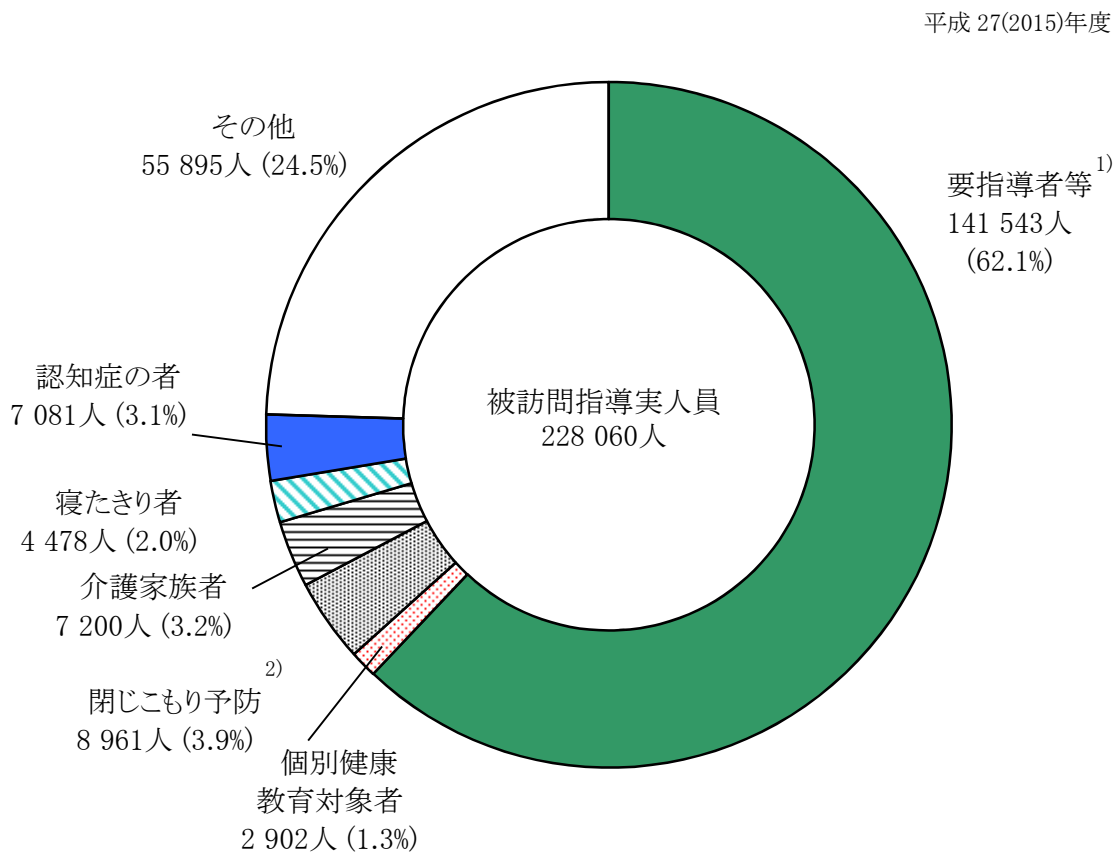
表 7 機能訓練の年次推移

	平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
実施施設数 (か所)	369	341	391	297	258
実施回数 (回)	12 582	11 473	10 747	8 544	7 713
被指導実人員 (人)	3 755	3 980	3 859	4 025	3 126
被指導延人員 (人)	54 581	54 094	48 285	44 021	37 148

7 訪問指導

市区町村が実施した訪問指導の被訪問指導実人員は 228,060 人となっており、訪問指導の対象者別にみると、「要指導者等」が 141,543 人（62.1 %）と最も多くなっている（図 2）。

図 2 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員



注：1) 「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2) 「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

8 がん検診

(1) がん検診の受診者数及び受診率

市区町村が実施したがん検診の受診率は、「胃がん」6.3%、「肺がん」11.2%、「大腸がん」13.8%、「子宮頸がん」23.3%、「乳がん」20.0%となっている(表8)。

表8 がん検診受診者数及び受診率

(単位:人)

平成27(2015)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
受診者数	2 372 716	4 208 687	5 241 847	3 923 636	2 115 752
受診率 ¹⁾ (%)	6.3	11.2	13.8	23.3	20.0

注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。「受診者数」及び「受診率」については、「IV 用語の解説」26頁参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

(2) がん検診受診率の分布状況

市区町村のがん検診受診率の分布をみると、がん検診受診率が「50%以上」と高い市区町村数は、「子宮頸がん」が169(全国市区町村数に占める割合9.7%)と最も多く、次いで「乳がん」が127(同7.3%)となっている。一方、がん検診受診率が「0~10%未満」と低い市区町村数は、「胃がん」が921(同53.0%)と最も多く、次いで「肺がん」が503(同29.0%)となっている。(表9、図3)

表9 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

平成27(2015)年度

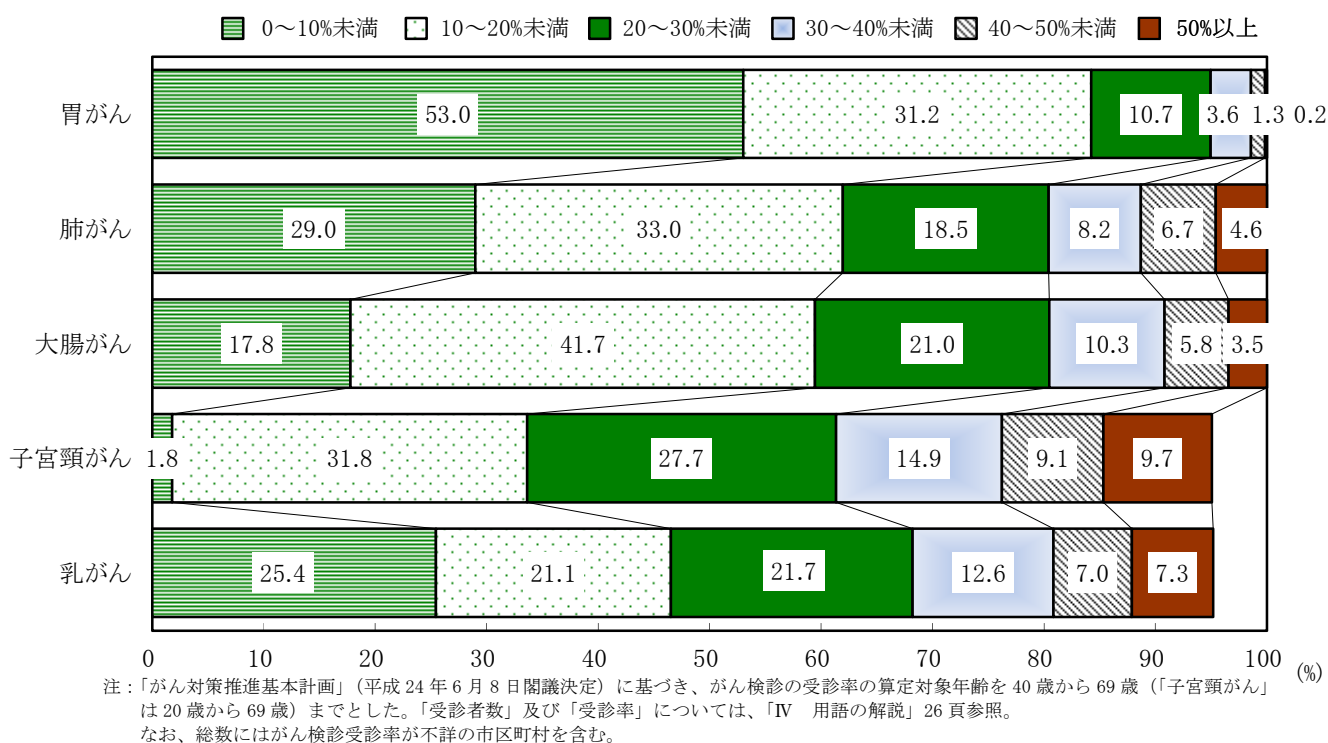
	全国 ¹⁾ 市区町村数	がん検診受診率別市区町村数					
		0~10%未満	10~20%未満	20~30%未満	30~40%未満	40~50%未満	50%以上
胃がん	1 737	921	542	186	63	22	3
肺がん	1 737	503	573	321	143	117	80
大腸がん	1 737	309	724	365	179	100	60
子宮頸がん	1 737	31	553	481	259	158	169
乳がん	1 737	442	366	377	219	122	127

注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」26頁参照。

1)「全国市区町村数」にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

図3 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

平成 27(2015)年度



(3) 平成 26 年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

平成 26 年度に市区町村が実施したがん検診における要精密検査者のうちがんであった者数の、がん検診受診者数に対する割合は、「胃がん」0.10%、「肺がん」0.04%、「大腸がん」0.19%、「子宮頸がん」0.04%、「乳がん」0.34%となっている（表 10）。

表 10 平成 26 年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況¹⁾

(単位:人)

平成 26(2014)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
がん検診受診者数 ¹⁾	2 324 312	4 033 976	4 876 235	4 199 634	2 182 748
要精密検査者数 ¹⁾	175 141	79 030	324 413	96 175	182 909
精密検査受診率 ²⁾ (%)	79.5	79.8	66.9	72.4	85.1
がん検診受診者数に対する割合 (%)	7.54	1.96	6.65	2.29	8.38
がんであった者数 ¹⁾	2 237	1 515	9 237	1 785	7 416
がん検診受診者数に対する割合 (%)	0.10	0.04	0.19	0.04	0.34
要精密検査者数に対する割合 (%)	1.28	1.92	2.85	1.86	4.05
精密検査未受診者数 ¹⁾	15 640	6 789	47 900	7 652	9 034
精密検査未受診率 ²⁾ (%)	8.9	8.6	14.8	8.0	4.9
精密検査未把握者数 ¹⁾	20 273	9 188	59 474	18 858	18 163
精密検査未把握率 ²⁾ (%)	11.6	11.6	18.3	19.6	9.9

注：「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳（「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳）までとした。

1) がん検診受診者数については平成 26 年度受診者を平成 27 年度報告で改めて把握したものであり、平成 27 年度に精密検査を受診し、結果が判明した者についても含めている。

2) 「精密検査未受診者数」及び「精密検査未把握者数」の計数が不詳の市区町村を除いた値である。「精密検査受診率」、「精密検査未受診率」及び「精密検査未把握率」については、「IV 用語の解説」26、27 頁参照。

9 肝炎ウイルス検診

市区町村が実施した肝炎ウイルス検診の受診者数は、「B型肝炎ウイルス検診」927,565人、「C型肝炎ウイルス検診」926,173人となっている。

B型肝炎ウイルス検診において「陽性」と判定された者は6,473人、C型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者は3,236人となっている。

(表 11)

肝炎ウイルスに関する健康教育の開催回数は1,010回、参加延人員は27,898人、健康相談の開催回数は3,890回、参加延人員は13,020人となっている(表 12)。

表 11 肝炎ウイルス検診の実施状況

(単位:人)

平成 27(2015)年度

	B型肝炎ウイルス検診		C型肝炎ウイルス検診	
	受診者数	「陽性」と判定された者	受診者数	「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
総数	927 565	6 473	926 173	3 236
40歳	97 858	356	97 971	73
41～44歳	77 245	346	77 245	114
45～49歳	87 832	510	87 885	174
50～54歳	81 422	516	81 433	268
55～59歳	85 635	603	85 527	242
60～64歳	132 881	1 116	132 522	452
65～69歳	177 164	1 566	176 587	560
70～74歳	97 864	891	97 356	426
75～79歳	46 815	326	46 727	346
80歳以上	42 849	243	42 920	581

表 12 肝炎ウイルスに関する健康教育・健康相談の実施状況

平成 27(2015)年度

健康 教 育		健 康 相 談	
開催回数(回)	参加延人員(人)	開催回数(回)	参加延人員(人)
1 010	27 898	3 890	13 020

Ⅲ 統 計 表

- 統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況
- 統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数
- 統計表 3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診
の実施状況（3-1、3-2、3-3）

統計表1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況

(単位:人)

平成27(2015)年度

	総数	満11週以内 (第3月以内)	満12～19週 (第4～5月)	満20～27週 (第6～7月)	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	分娩後	不詳
全 国	1 053 444	971 189	62 790	8 124	4 169	2 614	4 558
北 海 道	36 981	34 548	1 853	339	172	53	16
青 森	8 851	8 117	621	65	39	9	-
岩 手	8 685	7 737	815	79	43	11	-
宮 城	18 284	16 559	1 431	180	86	15	13
秋 田	5 854	5 513	272	45	21	3	-
山 形	7 690	6 838	775	50	17	10	-
福 島	14 086	12 697	1 163	129	71	21	5
茨 城	23 156	21 487	1 123	213	117	160	56
栃 木	15 701	14 772	659	136	86	21	27
群 馬	14 661	13 441	1 011	137	53	18	1
埼 玉	59 046	54 699	3 107	456	220	192	372
千 葉	49 240	45 879	2 476	390	215	122	158
東 京	128 089	116 824	7 730	969	476	638	1 452
神 奈 川	79 416	73 376	3 288	503	239	565	1 445
新 潟	16 332	15 230	972	87	35	8	-
富 山	7 693	7 108	502	46	26	11	-
石 川	9 122	8 521	524	48	26	2	1
福 井	6 405	5 976	345	36	21	3	24
山 梨	7 527	6 603	540	84	37	21	242
長 野	15 840	15 110	506	120	82	11	11
岐 阜	15 818	14 551	1 034	151	68	13	1
静 岡	29 387	27 011	1 957	252	121	37	9
愛 知	69 565	65 055	3 503	484	269	229	25
三 重	14 439	13 406	743	122	50	10	108
滋 賀	12 942	12 232	582	70	42	7	9
京 都	20 975	19 542	1 006	198	160	30	39
大 阪	74 532	70 058	3 415	499	228	99	233
兵 庫	46 126	42 626	2 860	357	195	53	35
奈 良	10 073	9 503	395	76	46	9	44
和 歌 山	7 083	6 754	239	43	28	11	8
鳥 取	4 594	4 192	344	36	12	1	9
島 根	5 453	4 787	598	38	15	1	14
岡 山	16 313	15 351	765	116	52	17	12
広 島	23 984	22 463	1 243	135	88	31	24
山 口	10 236	9 662	468	65	25	4	12
徳 島	5 570	5 234	275	39	18	4	-
香 川	7 699	7 082	535	55	19	5	3
愛 媛	10 181	9 084	960	87	38	12	-
高 知	4 992	4 654	267	36	24	6	5
福 岡	46 364	40 680	4 987	405	193	38	61
佐 賀	6 949	5 984	884	47	28	5	1
長 崎	11 221	10 405	676	81	39	12	8
熊 本	15 786	14 700	876	128	58	16	8
大 分	9 518	8 752	639	72	35	15	5
宮 崎	9 276	8 368	770	68	53	9	8
鹿 児 島	14 156	12 615	1 321	115	92	12	1
沖 縄	17 553	15 403	1 735	237	91	34	53

統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数

平成27(2015)年度末現在

	常勤保健師数(人)			常勤保健師数(人口10万対)			人口(人) ²⁾		
	総数	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	25 377	6 829	18 548	19.8	12.0	26.0	128 066 211	56 708 571	71 357 640
北 海 道	1 504	296	1 208	27.8	11.1	44.4	5 401 210	2 678 664	2 722 546
青 森	378	33	345	28.2	11.3	33.0	1 338 465	293 066	1 045 399
岩 手	395	40	355	30.6	13.6	35.7	1 289 470	294 106	995 364
宮 城	600	137	463	25.8	13.0	36.5	2 324 466	1 056 503	1 267 963
秋 田	309	37	272	29.6	11.7	37.5	1 043 015	317 104	725 911
山 形	324	・	324	28.7	・	28.7	1 129 560	・	1 129 560
福 島	576	90	486	29.5	13.7	37.5	1 953 699	659 227	1 294 472
茨 城	558	・	558	18.8	・	18.8	2 970 231	・	2 970 231
栃 木	414	66	348	20.7	12.6	23.6	1 998 864	521 820	1 477 044
群 馬	458	126	332	22.8	17.6	25.7	2 005 320	714 857	1 290 463
埼 玉	1 000	214	786	13.7	10.9	14.6	7 323 413	1 957 264	5 366 149
千 葉	1 027	230	797	16.4	11.5	18.7	6 265 899	2 000 234	4 265 665
東 京	1 535	1 111	424	11.4	10.9	13.2	13 415 349	10 195 444	3 219 905
神 奈 川	1 096	685	411	12.0	10.2	17.2	9 136 151	6 746 456	2 389 695
新 潟	644	132	512	27.8	16.4	33.8	2 319 435	802 936	1 516 499
富 山	303	107	196	28.1	25.5	29.7	1 080 160	419 123	661 037
石 川	269	55	214	23.2	12.1	30.5	1 157 042	454 356	702 686
福 井	182	・	182	22.8	・	22.8	799 220	・	799 220
山 梨	307	・	307	36.1	・	36.1	849 784	・	849 784
長 野	646	17	629	30.2	4.4	35.9	2 137 666	383 512	1 754 154
岐 阜	503	68	435	24.2	16.4	26.2	2 076 195	413 995	1 662 200
静 岡	754	230	524	20.0	15.1	23.3	3 770 619	1 521 211	2 249 408
愛 知	1 114	394	720	14.8	11.4	17.7	7 509 636	3 453 284	4 056 352
三 重	385	30	355	20.8	9.6	23.1	1 850 028	312 457	1 537 571
滋 賀	380	55	325	26.8	16.1	30.2	1 419 863	342 434	1 077 429
京 都	588	221	367	22.8	15.6	31.8	2 574 842	1 419 549	1 155 293
大 阪	1 224	595	629	13.8	11.5	17.1	8 865 502	5 188 546	3 676 956
兵 庫	873	332	541	15.5	10.9	20.9	5 621 087	3 038 179	2 582 908
奈 良	339	39	300	24.4	10.8	29.2	1 387 818	362 074	1 025 744
和 歌 山	317	48	269	31.9	12.8	43.5	994 317	375 269	619 048
鳥 取	181	・	181	31.2	・	31.2	579 309	・	579 309
島 根	288	・	288	41.1	・	41.1	701 394	・	701 394
岡 山	513	206	307	26.5	17.3	41.4	1 933 781	1 191 585	742 196
広 島	540	248	292	18.9	13.1	30.2	2 863 211	1 895 929	967 282
山 口	363	52	311	25.6	19.1	27.1	1 419 781	272 360	1 147 421
徳 島	235	・	235	30.5	・	30.5	770 057	・	770 057
香 川	226	60	166	22.6	14.0	29.0	1 002 173	429 451	572 722
愛 媛	369	52	317	26.1	10.1	35.3	1 415 997	517 057	898 940
高 知	277	40	237	37.4	11.9	58.7	740 059	336 052	404 007
福 岡	857	366	491	16.7	12.6	22.1	5 122 448	2 898 670	2 223 778
佐 賀	240	・	240	28.5	・	28.5	842 457	・	842 457
長 崎	318	75	243	22.6	10.8	34.2	1 404 103	693 991	710 112
熊 本	490	105	385	27.1	14.3	35.8	1 810 343	735 234	1 075 109
大 分	361	68	293	30.5	14.2	41.6	1 183 961	479 340	704 621
宮 崎	305	53	252	27.0	13.1	34.9	1 128 078	405 681	722 397
鹿 児 島	450	73	377	26.8	12.0	35.2	1 679 502	607 382	1 072 120
沖 縄	362	43	319	24.8	13.3	28.1	1 461 231	324 169	1 137 062

注：1)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2)人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成28年1月1日現在)」である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況(3-1)

平成27(2015)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
全 国	2 372 716	4 208 687	5 241 847	3 923 636	2 115 752	6.3	11.2	13.8	23.3	20.0
北海道	105 144	115 564	180 293	151 425	106 030	8.6	9.5	14.7	31.0	29.5
青森	62 027	66 894	85 754	42 246	22 146	17.3	18.7	23.9	29.8	22.1
岩手	52 672	75 125	81 414	44 142	14 548	15.9	22.6	24.2	29.9	16.3
宮城	96 305	150 253	153 617	125 148	39 112	15.1	24.8	22.3	35.7	21.5
秋田	33 298	46 959	62 414	26 670	9 930	9.3	13.1	17.4	19.8	17.7
山形	61 745	86 916	87 600	50 258	37 865	18.4	25.5	25.7	27.5	33.7
福島	58 637	112 663	102 765	59 006	42 306	9.8	18.9	17.2	24.0	25.6
茨城	62 691	139 311	120 246	92 104	6 584	7.7	17.4	14.6	21.2	2.7
栃木	64 870	98 993	109 905	83 634	17 361	15.3	23.4	25.8	35.9	13.1
群馬	33 295	89 926	96 677	85 114	50 747	4.1	11.2	12.0	21.0	20.6
埼玉	91 270	226 020	312 254	203 680	132 380	4.1	10.1	13.9	20.2	22.1
千葉	144 047	294 010	309 927	232 097	59 287	8.4	17.2	18.1	27.7	12.1
東京	196 958	268 689	590 955	368 283	234 283	4.5	6.1	13.2	19.5	20.7
神奈川	87 487	205 014	283 060	257 844	156 157	4.4	10.3	14.2	29.1	26.5
新潟	65 163	113 563	115 370	62 428	-	7.2	12.5	12.7	18.6	0.0
富山	22 688	51 965	44 515	35 239	27 858	11.9	26.7	21.8	30.2	33.3
石川	22 973	53 406	53 672	36 282	23 772	5.2	12.1	12.2	18.0	18.2
福井	16 074	28 155	32 246	28 722	18 253	6.2	10.9	12.5	32.1	26.2
山梨	28 981	63 060	59 048	36 984	19 839	8.6	18.8	17.6	22.4	19.1
長野	32 025	39 350	86 527	60 507	7 357	4.6	5.7	12.4	20.3	5.1
岐阜	42 412	70 996	81 495	68 810	57 827	5.0	8.4	9.6	17.3	21.5
静岡	75 983	163 620	172 054	132 900	78 949	6.7	14.3	15.0	25.0	25.6
愛知	173 165	283 421	298 598	229 470	133 109	9.1	14.9	15.7	29.2	26.5
三重	25 754	65 517	84 605	80 154	36 222	3.6	9.2	11.9	22.6	17.3
滋賀	15 820	24 531	45 584	34 125	23 782	2.8	4.4	8.2	16.1	16.8
京都	27 326	50 933	71 464	56 823	40 392	2.7	5.1	7.2	13.8	22.9
大阪	99 862	191 128	259 843	232 268	133 315	3.0	5.8	7.8	17.8	16.0
兵庫	69 687	131 312	216 879	121 638	97 344	6.2	11.7	19.5	23.5	27.8
奈良	20 604	23 984	54 025	33 690	28 468	7.6	8.8	19.8	27.0	30.5
和歌山	18 764	43 338	47 673	39 046	27 523	5.0	11.4	12.6	23.3	21.9
鳥取	9 621	29 068	33 937	27 365	16 155	6.8	20.7	24.2	35.9	31.6
島根	6 450	14 575	30 420	18 579	7 480	2.3	5.2	10.9	16.2	9.7
岡山	39 911	73 534	72 245	61 195	39 029	8.0	14.7	14.4	22.9	21.9
広島	45 294	80 968	96 761	85 927	52 689	4.2	7.6	9.0	16.8	17.3
山口	12 447	30 087	36 170	38 589	22 308	2.4	5.7	6.9	19.2	16.1
徳島	12 838	17 023	21 897	21 255	9 945	4.0	5.3	6.9	17.5	12.0
香川	22 652	43 928	55 014	30 035	23 628	11.0	22.0	26.7	36.0	38.5
愛媛	29 211	36 957	51 287	35 390	3 725	10.0	12.7	17.5	26.1	5.2
高知	17 477	32 509	28 060	14 695	4 585	6.5	12.2	10.4	15.2	7.3
福岡	74 561	101 825	142 566	149 823	85 144	6.2	8.5	11.9	27.7	25.6
佐賀	22 139	33 829	34 659	32 571	21 481	17.5	26.7	27.4	52.6	45.8
長崎	25 553	57 984	52 189	45 667	24 105	7.9	18.0	16.2	33.7	22.6
熊本	39 846	77 009	85 705	60 466	32 007	10.7	20.6	22.8	34.0	26.8
大分	22 232	50 905	34 845	34 306	15 841	6.1	13.9	9.5	18.2	13.7
宮崎	16 377	24 379	45 156	34 193	5 044	4.1	6.1	11.2	20.2	5.5
鹿児島	42 921	70 278	70 889	73 123	44 342	7.0	11.3	11.4	23.0	27.2
沖縄	25 459	59 213	49 568	49 720	25 498	5.5	12.9	10.8	22.8	18.8

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26頁参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況(3-2)

平成27(2015)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
指定都市・特別区(再掲)										
東京都区部	153 592	217 166	409 308	275 600	165 494	5.1	7.3	13.4	20.8	21.3
札幌市	24 896	11 000	52 464	66 620	38 795	8.1	3.6	17.0	44.8	36.6
仙台市	32 533	41 129	49 919	39 375	28 337	15.3	22.6	19.4	38.0	41.0
さいたま市	16 374	60 321	60 830	34 859	18 593	3.1	11.6	11.7	16.0	19.1
千葉市	26 951	46 238	46 054	28 144	23 296	6.6	11.4	11.4	18.9	22.1
横浜市	39 970	43 360	98 406	102 121	67 563	7.3	8.0	18.1	39.0	34.8
川崎市	7 274	32 956	39 661	35 941	22 001	3.5	15.8	19.0	35.9	35.5
相模原市	8 460	20 256	23 325	25 857	12 633	2.8	6.8	7.8	18.6	16.6
新潟市	15 221	21 484	36 985	18 087	-	4.6	6.5	11.2	...	-
静岡市	8 488	17 351	23 044	19 897	12 324	2.9	5.9	7.8	17.5	17.1
浜松市	11 438	34 758	37 852	23 520	14 511	3.5	10.7	11.6	17.0	19.5
名古屋	35 510	64 457	77 219	87 867	45 417	3.9	7.1	8.6
京都市	6 069	18 242	19 473	19 739	15 291	1.1	3.2	3.4	8.9	...
大阪市	21 274	30 889	51 375	49 012	14 275	2.0	2.9	4.8	12.9	9.6
堺市	5 942	6 226	22 018	24 241	15 899	4.3	4.5	15.8	33.2	28.5
神戸市	14 622	13 400	74 211	30 177	31 115	5.8	5.3	29.6	25.0	39.6
岡山市	13 970	23 964	24 931	18 108	9 363	5.0	8.6	9.0	14.3	13.1
広島市	18 281	33 952	35 079	36 291	23 216	4.0	7.4	7.6	...	18.8
北九州市	5 529	7 345	17 975	27 941	13 839	3.7	4.9	12.0	36.3	29.6
福岡市	9 684	11 532	27 494	48 429	20 698	4.7	5.5	13.2	44.9	31.4
熊本市	6 202	13 064	15 167	16 016	10 367	6.1	12.8	14.8	36.7	33.3
中核市(再掲)										
旭川市	6 605	7 495	11 795	16 660	8 287	7.9	8.9	14.0	42.8	33.4
函館市	2 422	4 897	6 347	5 986	5 206	6.4	13.0	16.9	51.9	56.0
青森市	9 240	6 358	15 581	5 526	3 392	18.0	12.4	30.3	30.2	24.0
盛岡市	7 270	12 699	10 713	9 684	6 378	10.2	17.8	15.0	21.8	...
秋田市	3 434	5 508	10 572	6 303	4 199	6.8	11.0	21.1	32.0	28.2
郡山市	2 375	16 145	16 515	7 812	5 615	4.3	29.3	30.0	35.5	34.2
いわき市	2 194	10 889	9 059	4 091	3 923	1.6	7.9	6.6	8.7	12.2
宇都宮市	10 120	22 080	22 455	21 697	8 335	13.8	30.0	30.5	45.5	33.8
前橋市	5 075	25 033	23 822	19 804	15 176	3.6	17.9	17.0	25.4	27.7
高崎市	3 664	10 904	13 478	14 533	7 182	2.4	7.1	8.7	18.3	18.5
川越市	1 682	1 687	13 979	4 422	5 052	1.2	1.2	9.7	10.4	16.0
越谷市	241	8 433	11 497	9 166	6 752	0.2	6.1	8.3	11.4	17.5
船橋市	11 153	40 111	37 673	22 161	14 250	12.2	44.1	41.4	46.5	47.5
柏市	6 167	8 884	12 551	13 421	3 907	10.0	14.5	20.4	32.1	13.6
八王子市	5 526	13 776	27 201	16 233	9 621	4.1	9.1	18.8	25.5	26.5
横須賀市	-	14 016	16 304	12 712	6 572	-	19.5	22.6	31.9	29.1
富山市	9 180	17 325	15 252	8 932	7 535	11.6	21.8	18.4	23.1	27.0
金沢市	3 780	20 945	20 414	10 571	7 445	2.1	11.4	11.1	14.9	15.8
長野市	2 530	5 970	12 812	11 062	2 442	5.4	12.9	27.6	40.3	18.9
岐阜市	3 010	5 901	8 215	14 248	7 801	1.8	3.5	4.8	17.9	16.4
豊橋市	9 608	12 589	13 380	8 441	5 614	19.4	25.4	27.0	42.1	38.4
豊田市	13 179	10 423	15 307	7 165	4 533	25.1	19.9	29.2	26.4	22.9
岡崎市	13 517	15 882	19 893	8 186	2 069	29.1	34.2	42.9	35.2	13.5
大津市	1 141	8 201	12 156	8 737	4 821	0.8	5.8	8.6	15.2	12.7
高槻市	5 410	18 801	14 164	13 272	6 778	3.7	13.0	9.8	20.7	16.7

注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26頁参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況(3-3)

平成27(2015)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
東大阪市	10 519	13 049	15 491	14 168	9 030	5.1	6.3	7.5	18.6	17.7
豊中市	3 427	3 381	14 397	12 189	5 645	2.1	2.1	8.8	19.2	12.9
枚方市	4 265	13 519	15 427	13 764	8 124	6.2	19.6	22.4	34.2	30.2
姫路市	5 099	7 177	8 786	18 423	11 826	6.4	9.0	11.1	43.5	38.0
西宮市	3 809	4 412	11 351	10 275	9 670	4.7	5.5	14.1	24.3	30.4
尼崎市	3 077	6 388	11 560	3 151	3 904	4.2	8.7	15.8	13.1	19.3
奈良市	1 831	1 930	17 458	12 101	9 003	3.0	3.1	28.5	37.9	39.5
和歌山市	1 520	6 341	8 611	11 483	6 700	1.0	4.1	5.6	18.0	14.7
倉敷市	8 932	14 739	15 077	18 564	11 942	13.4	22.1	22.6	41.8	39.5
福山市	4 604	11 003	15 479	10 148	5 490	2.5	6.0	8.5	10.5	10.5
下関市	751	2 476	4 638	9 668	3 212	0.7	2.2	4.1	17.1	8.6
高松市	5 617	12 077	22 669	11 946	9 195	9.5	20.4	38.3	48.3	48.2
松山市	6 351	9 320	12 619	12 216	2 238	8.2	12.0	16.2	33.1	9.7
高知市	4 338	5 444	9 343	4 801	4 068	3.1	3.9	6.7	9.3	11.3
久留米市	3 087	10 985	12 297	12 869	6 015	5.8	20.7	23.2	45.8	59.4
長崎市	650	7 354	8 008	12 747	5 946	1.0	11.3	12.3	44.1	28.4
大分市	2 779	13 432	3 656	6 703	6 477	1.4	6.9	1.9	7.9	11.4
宮崎市	3 408	11 795	13 749	16 751	2 406	2.1	7.4	8.6	21.0	6.2
鹿児島市	7 398	12 810	13 288	24 318	12 801	3.0	5.2	5.4	20.5	...
那覇市	4 386	12 598	12 655	8 612	5 418	8.3	23.9	24.1	35.8	32.2
その他政令市(再掲)										
小樽市	1 048	1 250	2 734	1 996	1 858	6.8	8.1	17.7	36.1	36.5
町田市	-	-	11 658	11 197	5 320	-	-	11.0	21.8	15.7
藤沢市	4 716	21 306	21 636	15 356	9 397	2.6	11.9	12.1	17.4	14.4
四日市市	4 298	6 026	12 615	13 493	5 721	3.5	4.9	10.3	22.1	17.3
呉市	2 876	4 545	4 861	10 195	4 223	8.0	12.7	13.6	48.7	25.3
大牟田市	916	941	2 626	2 451	1 731	1.8	1.9	5.3	13.3	13.4
佐世保市	9 315	10 742	9 302	9 946	5 749	24.0	27.6	23.9	52.8	38.5

注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26頁参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

IV 用語の解説

地域保健編

「妊婦」

妊娠中の女性をいう。

「産婦」

分娩後1年以内の女性をいう。

「乳児」

満1歳未満の者をいう。

「幼児」

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

「新生児」

生後28日未満の乳児をいう。

「未熟児」

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

「デイ・ケア」

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

「ひきこもり」

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

「衛生教育」

本報告では、地域保健に関する思想の普及及び地域住民の健康の保持及び増進を目的として、一般住民の集団又は特定集団に対して行うものをいう。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン使用（DPT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド使用（DT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われ、第2期は、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「急性灰白髄炎（単抗原IPV）」

初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「日本脳炎」

第1期の初回接種は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後

6 月以上、標準的にはおおむね 1 年を経過した時期に、4 歳に達した時から 5 歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

第 2 期は、9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までの積極的な勧奨の差し控えにより第 1 期、第 2 期の接種が行われていない可能性がある者については特例対象者として予防接種が行われている。

平成 27 年度に 18 歳となる者（平成 9 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の接種が十分に行われていないことから、平成 27 年度に積極的な勧奨が行われた。

「ヒブワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者について、初回接種は 27 日以上、標準的には 27 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 13 月までの間隔をおいて 1 回行われる。

「小児用肺炎球菌ワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者について、生後 12 月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回、追加接種については生後 12 月から生後 15 月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降において 1 回行われる。

「子宮頸がん予防ワクチン」（女性のみ対象）

組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行われる。

組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行われる。

なお、平成 25 年 6 月から積極的な勧奨が一時的に差し控えられている。

「水痘ワクチン」

生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者に対し、生後 12 月から生後 15 月に達するまでの期間を 1 回目の接種の標準的な接種期間として、3 月以上、標準的には 6 月から 12 月までの間隔をおいて 2 回行われる。

なお、平成 26 年 10 月から定期接種化された。

「麻しん・風しん」

第 1 期は、生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者に対し 1 回、第 2 期は 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の 1 年間にある者）に対し行われる。

第 3 期・第 4 期は、平成 20 年より麻しんに関する特定感染症予防指針に基づき 5 年間の時限措置として定期予防接種において実施したものであるため、平成 24 年度で終了した。

「BCG」

生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

「インフルエンザ」

65 歳以上の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者に 1 回行われる。60 歳以上 65 歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

「成人用肺炎球菌ワクチン」

65 歳以上の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者に 1 回行われる。60 歳以上 65 歳未満の者については、

心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

なお、平成 26 年 10 月から定期接種化された。

平成 31 年 3 月 31 日までの間は、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者も定期接種の対象となる。

健康増進編

平成 20 年度の老人保健法の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業は、市区町村が健康増進法に基づき実施することとなった。

健康増進事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成 18 年 4 月 1 日施行）により、65 歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「機能訓練」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成 18 年度より対象者を変更した。

「健康手帳」

40 歳以上の者に特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的として交付するものをいう。

「健康診査」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上 74 歳以下の特定健康診査非対象者及び 75 歳以上の生活保護世帯に属する者等を対象として行う生活習慣病予防に着目した健康診査をいう。

「歯周疾患検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

「骨粗鬆症検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び 70 歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

「健康教育」

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

「健康相談」

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

「重点健康相談」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、重点課題とされる「高血圧」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」、「女性の健康」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

「総合健康相談」

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談をいう。

「機能訓練」

機能訓練は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助

けるために行われる訓練をいう。

「訪問指導」

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

「がん検診」

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(平成20年3月健康局長通知別添)」に基づき実施されている。

健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定にあたっては、「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、40～69歳(子宮頸がんは20～69歳)を対象として算出している。

・胃がん検診

受診対象 40歳以上の男女
問診及び胃部エックス線検査

・肺がん検診

受診対象 40歳以上の男女(喀痰細胞診は50歳以上)
問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診
なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。
平成20年度以降 「胸部エックス線検査」

・大腸がん検診

受診対象 40歳以上の男女
問診及び便潜血検査

・子宮頸がん検診(平成24年度までは「子宮がん検診」として報告されている。)

受診対象 平成16年度以降20歳以上の女
受診間隔 平成16年度以降2年に1度
問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査
なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。
平成17年度以降 「頸部」

・乳がん検診

受診対象 平成16年度以降40歳以上の女
受診間隔 平成16年度以降2年に1度
問診、並びに視触診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)
なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。
平成18年度以降 「視触診方式及びマンモグラフィ」

「がん検診受診率」 ※40～69歳(子宮頸がんは20～69歳)を対象として算定

・胃がん、肺がん及び大腸がん

受診率 = (受診者数 / 対象者数) × 100

・子宮頸がん及び乳がん(平成18年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成17年度から受診率の算出方法を変更している。)

受診率 = (前年度の受診者数 + 当該年度の受診者数 - 2年連続の受診者数) / (当該年度の対象者数) × 100

「精密検査受診率」 ※40～69歳(子宮頸がんは20～69歳)を対象として算定

精密検査受診率 = (要精密検査者数 - 精密検査未受診者数 - 精密検査未把握者数) / 要精密検査者数 × 100

「精密検査未受診率」 ※40～69 歳（子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査未受診率＝精密検査未受診者数／要精密検査者数×100

「精密検査未把握率」 ※40～69 歳（子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査未把握率＝精密検査未把握者数／要精密検査者数×100

「肝炎ウイルス検診」

肝炎ウイルス検診は、当該市区町村の区域内に居住地を有する当該年度に満 40 歳となる者及び満 41 歳以上となる者であって過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者を対象とした、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査をいう。